

目 次

規 程

ページ

- 1 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部改正 1

規 程

新潟県市町村総合事務組合規程第 1 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成 16 年規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

改正後	改正前
(奨学援護金の支給) 第 9 条 (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>14,000円</u> (2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>18,000円</u> (3)・(4) (略) 3～7 (略)	(奨学援護金の支給) 第 9 条 (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>13,000円</u> (2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>17,000円</u> (3)・(4) (略) 3～7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。